

令和5年度児童虐待死亡事例等検証部会の開催状況について

1 所掌事項

児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例を分析するとともに、その事例の分析に基づき児童虐待の予防、早期発見等の調査研究及び検証を行う。

2 開催状況

(1) 開催回数 2回

(2) 付議内容

回数	種別	件名
第1回 (7/7)	報告	事例検証のヒアリング結果報告について
	審議	事例検証報告書（素案）及び提言内容について
第2回 (8/25)	審議	事例検証報告書（案）及び提言内容について

令和4年度に、港区内の多子世帯の家庭の児童が死亡しました。本事案の原因が虐待等ではないことから、本部会の検証対象に該当しないと判断しましたが、今後の多子世帯の養育支援のあり方について役立てるため、事案検証を行うことを令和4年度の本部会にて決定しました。

令和5年度は、本事案の事例検証を行い、検証結果を基に課題に対する提言をまとめ、区に報告しました。

3 事例検証の結果（課題・検討事項に対する区への提言）

(1) 児童福祉と母子保健の連携強化について

改正児童福祉法の主旨も踏まえ、児童福祉と母子保健の一体的な支援の強化が必要である。

(2) 養育環境の把握について

家庭との信頼関係を構築し、家庭訪問を含めた養育環境の把握の徹底に努めることが必要である。

(3) 多子世帯への支援について

① きょうだいの同一保育園への入園を実現することに、より一層努めることが必要である。

② 発達の遅れが見られる児童を育てる家庭への支援について各種支援をワンストップで受けられるような支援体制の構築が必要である。

(4) 要保護児童対策地域協議会について

会議開催までの流れや日程調整を工夫し、より多くの案件を個別ケース検討会議に付議できるよう努める必要がある。また、本協議会の目的を関係機関が今一度共有認識し、要保護児童等の早期発見、早期対応を図ることが必要である。